

1 事業名

所沢市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の保育料等に関する条例の一部改正

2 事業の概要

令和元年 10 月から実施される幼児教育・保育の無償化に伴い、保育料について、所沢市保育園等運営審議会の答申を踏まえ、所要の改正を行うものである。

【改正概要】

- (1) 3 歳児クラス以上（1 号認定子どもは満 3 歳児以上）及び 0 歳児から 2 歳児クラスの市民税非課税世帯の保育料について、無償化する。
- (2) 保育短時間認定を受けている市立保育所の 3 歳児クラス以上の子どもが、保育標準時間まで利用した場合に係る時間外保育料の上限額を月額 600 円とする。

3 他自治体の類似する政策等

法令の改正に伴うものであり、他の自治体においても、必要に応じて条例改正を予定している。

4 市民参加の実施の有無とその内容

- ・所沢市保育園等運営審議会における審議
- ・パブリックコメント手続

実施期間 令和元年 7 月 5 日～18 日

意見提出者 3 名

意見数 3 件

5 関係法令、基本計画との整合性

地方自治法、地方税法、子ども・子育て支援法、児童福祉法

6 事業費及びその財源等

なし

7 その他

添付資料

・新旧対照表

新

旧

議案第 88 号 所沢市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の保育料等に関する条例の一部を改正する条例

(保育料)

第 3 条 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の保育料（法第 27 条第 3 項第 2 号、第 28 条第 2 項各号、第 29 条第 3 項第 2 号又は第 30 条第 2 項各号に規定する政令で定める額を限度として当該教育・保育給付認定保護者の属する世帯の所得の状況その他の事情を勘案して市が定める額をいう。以下同じ。）は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額により市長が決定した額とする。

(1) 教育認定子ども（子ども・子育て支援法施行令（平成 26 年政令第 213 号。以下「令」という。）第 4 条第 1 項第 1 号に規定する教育認定子どもをいう。）又は満 3 歳以上保育認定子ども（同項第 2 号に規定する満 3 歳以上保育認定子どもをいう。以下同じ。）

零

(2) 満 3 歳未満保育認定子ども（令第 4 条第 2 項に規定する満 3 歳未満保育認定子どもをいう。以下同じ。） 別表第 1 に定める額

2 略

(保育料の減免)

第 4 条 市長は、教育・保育給付認定保護者が災害その他やむを得ない理由によりその負担すべき保育料を負担することが困難と認められるときは、これを減額し、又は免除することができる。

(市立保育所における保育料の徴収)

第 5 条 市長は、市立保育所において保育の提供を受けた子どもの教育・保育給付認定保護者から保育料を徴収する。

(市立保育所における時間外保育料)

第 6 条 市長は、市立保育所において時間外保育事業（法第 59 条第 2 号に規定する事業をいう。）による時間外保育の提供を受けた子どもの教育・保育給付認定保護者から別表第 2 に定める時間外保育料（以下「時間外保育料」という。）を徴収する。

(保育料)

第 3 条 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の保育料（法第 27 条第 3 項第 2 号、第 28 条第 2 項各号、第 29 条第 3 項第 2 号又は第 30 条第 2 項各号に規定する政令で定める額を限度として当該支給認定保護者の属する世帯の所得の状況その他の事情を勘案して市が定める額をいう。以下同じ。）は、別表第 1により市長が決定した額とする。

2 略

(保育料の減免)

第 4 条 市長は、支給認定保護者が災害その他やむを得ない理由によりその負担すべき保育料を負担することが困難と認められるときは、これを減額し、又は免除することができる。

(市立保育所における保育料の徴収)

第 5 条 市長は、市立保育所において保育の提供を受けた子どもの支給認定保護者から保育料を徴収する。

(市立保育所における時間外保育料)

第 6 条 市長は、市立保育所において時間外保育事業（法第 59 条第 2 号に規定する事業をいう。）による時間外保育の提供を受けた子どもの支給認定保護者から別表第 2 に定める時間外保育料（以下「時間外保育料」という。）を徴収する。

別表第1（第3条関係）

保育料徴収基準額表

階層区分	定義	月額					
		保育標準時間		保育短時間			
		常態的に土曜日を開所する施設	常態的に土曜日を閉所する施設	常態的に土曜日を開所する施設	常態的に土曜日を閉所する施設		
A	生活保護法（昭和25年法律第144号）による被保護世帯及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）による支援給付受給世帯並びに里親の世帯	円 0	円 0	円 0	円 0		
B	A階層を除き、当該年度分（4月分から8月分までの保育料にあつては、前年度分。この表において同じ。）の市町村民税非課税世帯	0	0	0	0		
C	A階層を除き、当該年度分の市町村民税の所得割の額が次の区分に該	C1	所得割非課税（均等割課税）	6,000	6,000	5,800	5,800
		C2	9,700円未満	6,500	6,500	6,300	6,300
		C3	9,700円以上 19,400円未満	7,300	7,300	7,000	7,000
		C4	19,400円以上 29,100円未満	9,000	9,000	8,700	8,700
		C5	29,100円以上 38,800円未満	11,000	11,000	10,700	10,700
		C6	38,800円以上	12,700	12,700	12,300	12,300

別表第1（第3条関係）

(1) 保育料徴収基準額表（特定教育・保育（教育に限る。）、特別利用教育、特別利用保育、特別利用地域型保育又は特例保育（法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当している支給認定子ども（以下「1号認定子ども」という。）に係るものに限る。）の提供を受けたときの保育料の額）

階層区分	定義	月額		
A	生活保護法（昭和25年法律第144号）による被保護世帯（単給世帯を含む。以下同じ。）及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）による支援給付受給世帯	円 0		
B	A階層を除き、当該年度分（4月分から8月分までの保育料にあつては、前年度分。以下同じ。）の市町村民税非課税世帯及び養育里親等の世帯	0		
C	A階層を除き、当該年度分の市町村民税の所得割の額が次の区分に該当する世帯	C1	所得割非課税（均等割課税）	0
		C2	9,700円未満	4,200
		C3	9,700円以上 19,400円未満	4,800
		C4	19,400円以上 29,100円未満	6,800
		C5	29,100円以上 38,800円未満	9,000
		C6	38,800円以上 48,600円未満	10,600
		C7	48,600円以上 77,101円未満	11,200
		C8	77,101円以上 211,201円未満	17,600
		C9	211,201円以上	22,800

当する世帯		48,600円未満	12,700	12,700	12,300	12,300
	C 7	48,600円以上 72,800円未満	17,100	17,100	16,600	16,600
	C 8	72,800円以上 97,000円未満	23,800	22,800	23,200	22,200
	C 9	97,000円以上 133,000円未満	30,800	29,800	30,200	29,200
	C 10	133,000円以上 169,000円未満	39,900	37,900	39,200	37,200
	C 11	169,000円以上 202,000円未満	45,100	43,100	44,300	42,300
	C 12	202,000円以上 235,000円未満	47,400	45,400	46,600	44,600
	C 13	235,000円以上 268,000円未満	50,500	48,500	49,600	47,600
	C 14	268,000円以上 301,000円未満	53,800	50,800	52,900	49,900
	C 15	301,000円以上 349,000円未満	57,000	54,000	56,000	53,000
	C 16	349,000円以上 397,000円未満	57,700	54,700	56,700	53,700
	C 17	397,000円以上 493,300円未満	59,500	56,500	58,500	55,500
C 18	493,300円以上	61,200	58,200	60,200	57,200	

備考

1 「均等割」とは地方税法（昭和25年法律第226号）第292条第1項第1号に規定する均等割をいい、「所得割」とは同項第2号に規定する所得割をいう。ただし、所得割の額を計算する場合には、規則で定める法令の規定は適用しないものとし、同法第323条に規定する市町村民税の減免があったときは、その額を均等割の額又は所得割の額から順次控除して得た額を均等割の額又は所得割の額とする。

(2) 保育料徴収基準額表（4歳以上児であつて、特定教育・保育（保育に限る。）、特定利用地域型保育又は特例保育（1号認定子どもに係るものを除く。）の提供を受けたときの保育料の額）

階層区分	定義	月額					
		保育標準時間		保育短時間			
		常態的に土曜日を開設する施設	常態的に土曜日を閉所する施設	常態的に土曜日を開設する施設	常態的に土曜日を閉所する施設		
A	生活保護法による被保護世帯及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付受給世帯並びに里親の世帯	円 0	円 0	円 0	円 0		
B	A階層を除き、当該年度分の市町村民税非課税世帯	1,000	1,000	1,000	1,000		
C	A階層を除き、当該年度分の市町村民税の所得割の額が次の区分に該当する世帯	C 1	所得割非課税（均等割課税）	4,100	4,100	3,900	3,900
		C 2	9,700円未満	4,600	4,600	4,400	4,400
		C 3	9,700円以上 19,400円未満	5,400	5,400	5,100	5,100
		C 4	19,400円以上 29,100円未満	7,400	7,400	7,100	7,100
		C 5	29,100円以上 38,800円未満	9,600	9,600	9,300	9,300
		C 6	38,800円以上 48,600円未満	11,400	11,400	11,000	11,000
		C 7	48,600円以上 72,800円未満	15,800	15,800	15,300	15,300

- 2 「保育標準時間」とは、1日当たり11時間とし、市立保育所にあつては午前7時30分から午後6時30分までの時間をいい、その他の施設等にあつてはそれぞれの施設等が定める時間をいう。
- 3 「保育短時間」とは、1日当たり8時間とし、市立保育所にあつては午前8時30分から午後4時30分までの時間をいい、その他の施設等にあつてはそれぞれの施設等が定める時間をいう。
- 4 保育の提供を受ける子どもの属する世帯の階層の認定に当たっては、その保育の提供を受ける子どもと同一世帯に属して生計を一にしている父母及びそれ以外の扶養義務者（家計の主宰者である場合に限る。）の全てについて、それらの者の課税額の合計額により行うものとする。
- 5 1から4までに規定するもののほか、階層の認定、保育料の軽減等に関し必要な事項は、規則で定める。

C 8	72,800円以上 97,000円未満	19,900	19,900	19,400	19,400
C 9	97,000円以上 133,000円未満	21,300	20,300	20,800	19,800
C 10	133,000円以上 169,000円未満	22,600	21,600	22,000	21,000
C 11	169,000円以上 202,000円未満	23,100	22,100	22,500	21,500
C 12	202,000円以上 235,000円未満	24,600	23,600	24,000	23,000
C 13	235,000円以上 268,000円未満	25,700	24,700	25,100	24,100
C 14	268,000円以上 301,000円未満	27,100	26,100	26,500	25,500
C 15	301,000円以上 349,000円未満	28,600	27,600	28,000	27,000
C 16	349,000円以上 397,000円未満	30,100	28,100	29,500	27,500
C 17	397,000円以上 493,300円未満	31,700	29,700	31,100	29,100
C 18	493,300円以上	32,300	30,300	31,700	29,700

(3) 保育料徴収基準額表（3歳児であつて、特定教育・保育（保育に限る。）、特定利用地域型保育又は特例保育（1号認定子どもに係るものを除く。）の提供を受けたときの保育料の額）

階層 区分	定義	月額			
		保育標準時間		保育短時間	
		常態的 に土曜 日を閉 所する 施設	常態的 に土曜 日を閉 所する 施設	常態的 に土曜 日を閉 所する 施設	常態的 に土曜 日を閉 所する 施設

A	生活保護法による被保護世帯及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付受給世帯並びに里親の世帯		円 0	円 0	円 0	円 0	
B	A階層を除き、当該年度分の市町村民税非課税世帯		1,000	1,000	1,000	1,000	
C	A階層を除き、当該年度分の市町村民税の所得割の額が次の区分に該当する世帯	C 1	所得割非課税 (均等割課税)	4,200	4,200	4,000	4,000
		C 2	9,700円未満	4,700	4,700	4,500	4,500
		C 3	9,700円以上 19,400円未満	5,500	5,500	5,200	5,200
		C 4	19,400円以上 29,100円未満	7,500	7,500	7,200	7,200
		C 5	29,100円以上 38,800円未満	9,800	9,800	9,500	9,500
		C 6	38,800円以上 48,600円未満	11,600	11,600	11,200	11,200
		C 7	48,600円以上 72,800円未満	16,400	16,400	15,900	15,900
		C 8	72,800円以上 97,000円未満	20,700	20,700	20,200	20,200
		C 9	97,000円以上 133,000円未満	24,100	23,100	23,600	22,600
		C 10	133,000円以上 169,000円未満	25,500	24,500	24,900	23,900
		C 11	169,000円以上 202,000円未満	26,800	25,800	26,200	25,200
		C 12	202,000円以上 235,000円未満	28,500	27,500	27,900	26,900

C 13	235,000円以上 268,000円未満	29,800	28,800	29,200	28,200
C 14	268,000円以上 301,000円未満	31,400	30,400	30,800	29,800
C 15	301,000円以上 349,000円未満	33,500	32,500	32,900	31,900
C 16	349,000円以上 397,000円未満	35,200	33,200	34,600	32,600
C 17	397,000円以上 493,300円未満	37,100	35,100	36,500	34,500
C 18	493,300円以上	37,800	35,800	37,200	35,200

(4) 保育料徴収基準額表（3歳未満児であつて、特定教育・保育（保育に限る。）、特定地域型保育（特別利用地域型保育を除く。）又は特例保育（1号認定子どもに係るものを除く。）の提供を受けたときの保育料の額）

階層 区分	定義	月額			
		保育標準時間		保育短時間	
		常態的 に土曜 日を開 所する 施設	常態的 に土曜 日を閉 所する 施設	常態的 に土曜 日を開 所する 施設	常態的 に土曜 日を閉 所する 施設
A	生活保護法による被保護世帯及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付受給世帯並びに里親の世帯	円 0	円 0	円 0	円 0
B	A階層を除き、当該年度分の市町村民税非課税世帯	2,000	2,000	2,000	2,000
C	A階層 C 1 所得割非課税	6,000	6,000	5,800	5,800

を 除 き、 当 該 年 度 分 の 市 町 村 民 税 の 所 得 割 の 額 が 次 の 区 分 に 該 当 す る 世 帯	(均等割課税)					
	C 2	9,700円未満	6,500	6,500	6,300	6,300
C 3	9,700円以上 19,400円未満	7,300	7,300	7,000	7,000	
C 4	19,400円以上 29,100円未満	9,000	9,000	8,700	8,700	
C 5	29,100円以上 38,800円未満	11,000	11,000	10,700	10,700	
C 6	38,800円以上 48,600円未満	12,700	12,700	12,300	12,300	
C 7	48,600円以上 72,800円未満	17,100	17,100	16,600	16,600	
C 8	72,800円以上 97,000円未満	23,800	22,800	23,200	22,200	
C 9	97,000円以上 133,000円未満	30,800	29,800	30,200	29,200	
C 10	133,000円以上 169,000円未満	39,900	37,900	39,200	37,200	
C 11	169,000円以上 202,000円未満	45,100	43,100	44,300	42,300	
C 12	202,000円以上 235,000円未満	47,400	45,400	46,600	44,600	
C 13	235,000円以上 268,000円未満	50,500	48,500	49,600	47,600	
C 14	268,000円以上 301,000円未満	53,800	50,800	52,900	49,900	
C 15	301,000円以上 349,000円未満	57,000	54,000	56,000	53,000	
C 16	349,000円以上 397,000円未満	57,700	54,700	56,700	53,700	
C 17	397,000円以上	59,500	56,500	58,500	55,500	

		493,300円未満				
C18	493,300円以上	61,200	58,200	60,200	57,200	

備考

- 1 「4歳以上児」とは年度の初日の前日（以下「基準日」という。）において4歳以上である保育の提供を受ける子どもをいい、「3歳児」とは基準日において3歳以上4歳未満である保育の提供を受ける子どもをいい、「3歳未満児」とは基準日において3歳未満である保育の提供を受ける子どもをいう。
- 2 「養育里親等」とは、小規模住居型児童養育事業を行う者、養育里親又は児童福祉施設（乳児院、児童養護施設、児童心理治療施設及び児童自立支援施設に限る。）の長をいう。
- 3 「均等割」とは地方税法（昭和25年法律第226号）第292条第1項第1号に規定する均等割をいい、「所得割」とは同項第2号に規定する所得割をいう。ただし、所得割の額を計算する場合には、規則で定める法令の規定は適用しないものとし、同法第323条に規定する市町村民税の減免があったときは、その額を均等割の額又は所得割の額から順次控除して得た額を均等割の額又は所得割の額とする。
- 4 「保育標準時間」とは、1日当たり11時間とし、市立保育所にあつては午前7時30分から午後6時30分までの時間をいい、その他の施設等にあつてはそれぞれの施設等が定める時間をいう。
- 5 「保育短時間」とは、1日当たり8時間とし、市立保育所にあつては午前8時30分から午後4時30分までの時間をいい、その他の施設等にあつてはそれぞれの施設等が定める時間をいう。
- 6 保育の提供を受ける子どもの属する世帯の階層の認定に当たっては、その保育の提供を受ける子どもと同一世帯に属して生計を一にしている父母及びそれ以外の扶養義務者（家計の主宰者である場合に限る。）の全てについて、それらの者の課税額の合計額により行うものとする。
- 7 1から6までに規定するもののほか、階層の認定、保育料の軽

別表第2（第6条関係）

略

備考

- 1 この表の「午前7時から午前7時30分まで」及び「午後6時30分から午後8時まで」の区分における時間外保育料は、教育・保育給付認定保護者の申出により、両区分を合わせた時間外保育料を月額とすることができ、1月当たり4,500円とする。
 - 2 この表の「午前7時30分から午前8時30分まで」及び「午後4時30分から午後6時30分まで」の両区分の1月当たりの時間外保育料の合計額の上限は、保育短時間の認定を受けている満3歳以上保育認定子どもにあつては600円、満3歳未満保育認定子どもにあつては別表第1において認定された階層区分と同階層区分の保育標準時間の保育料と保育短時間の保育料との差額とする。
- 3・4 略

減等に関し必要な事項は、規則で定める。

別表第2（第6条関係）

略

備考

- 1 この表の「午前7時から午前7時30分まで」及び「午後6時30分から午後8時まで」の区分における時間外保育料は、支給認定保護者の申出により、両区分を合わせた時間外保育料を月額とすることができ、1月当たり4,500円とする。
 - 2 この表の「午前7時30分から午前8時30分まで」及び「午後4時30分から午後6時30分まで」の両区分の1月当たりの時間外保育料の合計額の上限は、別表第1(2)、(3)及び(4)の保育料徴収基準額表において支給認定保護者が認定された階層区分と同階層区分の、保育標準時間の保育料と保育短時間の保育料との差額とする。
- 3・4 略